

# 広報 大野郡5町2村合併協議会

# 合併協議会だより

7月22日、第19回合併協議会を犬飼町で開催

# 議会議員の定数

合併後最初に行われる選挙の議員定数は31人。 関係町村の区域ごとに選挙区を設置。

三重町の区域 11人 清川村の区域 3人 緒方町の区域 4人 朝地町の区域 3人 大野町の区域 4人 千歳村の区域 3人 犬飼町の区域 3人

合併して2回目以降の議員定数は26人。(選挙区なし)

- ・ホームページは、合併時に統一し、新市において開設。
- ・オフトーク、ケーブルテレビは、新市に引き継ぎ、事業 及び内容については、新市で調整。
- ・電光掲示板は、新市に引き継ぐ。

ケーブルテレビ事業に関する付帯協議についても確認されました。





# 第19回合併協議会

継続協議項目として、「広報広聴事業の取扱い(その2)」、「病院・診療所の取扱い」、「議員の定数 及び任期の取扱い(その2)」、「地域審議会等の取 扱い」の4協定項目の協議が行われ、「広報広聴事業 の取扱い(その2)」、「議員の定数及び任期の取扱 い(その2)」が確認されました。

また、新規協議項目の「新市建設計画(案)」は経 過報告がされ、「一部事務組合等の取扱い(その3)」 は継続協議となりました。

第19回協議会までに71案件中67案件が確認されました。



あいさつをする山村昭三犬飼町長

# <確認された協定項目内容>

# 協定項目第6-2号 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

昨年の12月25日の第6回合併協議会で「議員定数等検討小委員会」が設置され、6回の協議を重ねましたが、 定数で意見が集約できず、協議は合併協議会へ移されました。第15回、第16回においても確認に至らず、町村 長連絡会で調整案を作成し、6月24日の第17回合併協議会で提案協議されました。この調整案について協議検 討する時間がほしいとの意見から継続協議となっていましたが、今回次のとおり確認されました。

1 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第91条第1項の規定による議会議員の定数は、26人とする。

2 新市の議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第6条第1項の規定を適用し、31人とする。また、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、関係町村の区域ごとに選挙区を設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

 三重町の区域
 11人
 清川村の区域
 3人
 緒方町の区域
 4人
 朝地町の区域
 3人

 大野町の区域
 4人
 千歳村の区域
 3人
 犬飼町の区域
 3人

# 協定項目第28-2号 広報広聴事業の取扱い (その2) について

第18回合併協議会で修正案が提出されましたが、これまでの協定項目は総括的な方針を示しており、個別具体的な内容は協議書で十分に主旨を達成できるとの考えから、町村長の調整案が提案されました。この結果、協定項目は原案のとおりとし、これまでの協議をふまえ、2項目の付帯事項を協議書とすることが確認されました。

#### 情報通信関係事業の取扱いについて

- (1)ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に 引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新 市において調整する。
- (3)電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

#### ケーブルテレビ事業に関する付帯協議

- 1 ケーブルテレビの利用料については、受益者負担 の原則に立ち、住民負担に考慮して、適正なあり 方等を新市において調整する。
- 2 当面の措置として、CS9波提供部分については 利用者負担とし、その他の部分については現行の とおりとする。

## <継続協議の協定項目内容>

### 協定項目第10号 地域審議会等の取扱いについて

補足説明やこれまでの指摘、問題点を整理した資料の提出が行われ、次回へ継続協議となりました。

#### これまでの指摘や問題点の整理

#### 1. 「協働」のまちづくりを行う上で、地域審議会設置で十分なのか?

(回答)

地域審議会、地域自治区、合併特例区のいずれかを設置したとしても、「協働」のまちづくりが自然発生的にできるものではありません。要は、住民・ボランティアの皆さんの積極的な協力、それを受け入れ、育成・強化、支援する行政側の整備等、新市のまちづくりにおける「協働・住民参加」のシステムづくりが最も大切です。

住民側における「行政任せ」、行政側における「親方日の丸」的な従来型の慣習では、「協働」のまちづくりなどできようはずもありません。合併を機に、住民と行政との責任分担を明確にし、共に手を携えながら、早期に「協働」のまちづくりを確立することが求められています。

#### 2. 協働活動の拠点機能を地域審議会の中でどのように根拠付けするのか?

(回答)

地域審議会設置の協議書でその機能を謳い込むか、または、総合支所の分掌事務として条例・規則等で謳い込むかの選択になります。

#### 3. 地域審議会の設置だけで、地域自治区と同等な機能ができるのか?

(回答)

支所(法律上は事務所)に地域協議会を加えたものが地域自治区です。

地域協議会は、地域審議会と同様、地方自治法第138条の4第3項に規定された市町村の付属機関です。 法律上の文言の違いはあれ、基本的には地域審議会と同じ機能であることは言うまでもありません。法的に は、支所に地域審議会を加えれば、地域自治区と遜色のない組織ができることとなります。

したがって、新市(豊後大野市) は、当面、総合支所方式を採用することとなっており、総合支所単位(旧町村ごと) に地域審議会を設置すれば、実質的には地域自治区の機能を有することとなると思われます。

#### 4. そもそも地域審議会と地域協議会は違うものではないか?

(回答)

上記のように、両者とも地方自治法上の新市(豊後大野市)の付属機関となります。法律上の文言に若干の違いはありますが、基本的には同じであるといえます。

#### 5. 提案済みの協議書では、地域審議会は諮問機関そのものではないか?

(回答)

既に提案した協議書の内容は、年2回の開催、市議会議員の委員委嘱等、地域審議会が諮問機関に限定されたかのような扱いとなっています。このことにつきましては、大変申し訳ない次第です。

したがって、地域審議会の設置が確認された場合は、協議書の内容は「協働活動の拠点」機能を盛り込むよう、早急に改めていきたいと考えています。

#### 6. 将来的にわたり地域審議会の設置だけで大丈夫なのか?

(回答)

地域審議会は、平成11年の合併特例法の改正によって創設された制度です。したがって、近年合併した自 治体並びに来年3月末までに合併予定の地域ほとんどが地域審議会を設置または設置することとなっていま す。地域自治区は、先の第159国会で制度化されたものであり、今年の12月に施行される予定です。

したがって、先進事例の多い地域審議会を設置することが現実的かつ効率的な対応であると思われます。 なお、地域自治区については、条例の制定によって設置可能なことから、全国的な今後の先進事例を参考 としながら、新市(豊後大野市)において検討することが適当であると考えています。

## <継続協議の協定項目内容>

# 協定項目第15-3号 一部事務組合の取扱い(その3)について

内容について、検討協議する時間が必要との意見により、継続協議となりました。

- 1 大野郡東部消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野郡東部消防組合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務については、竹田市及び直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。
- 3 野津町に係る消防及び救急に関する事務については、臼杵市及び野津町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。

## 協定項目第35号 病院・診療所の取扱いについて

今後の公立医療施設総合検討専門委員会の検討報告をまって、協議をするため、継続協議となりました。

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

#### 【公立医療施設総合検討専門委員会の中間報告・論点整理】

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、それぞれの規模、形態に応じて、地域住民の安心と安全を守るため、地域医療の充実に努めることとする。

そのため、地域にある医療機関との連携を深め、小児医療、救急医療、保健・福祉を含む包括的医療の充実に寄与すべきである。

経営のあり方については、新市の財政に負担をかけないため、独立採算である民間医療機関の経営理念を ふまえ、今後、さらに経営の独立性を高める体制にすべきである。具体的方法については、今後さらに検討 する。

#### 協議中の協定項目

協定 番号	協定項目	備考
10	地域審議会等の取扱い	6/24 提案
11	新市建設計画 (案)	5/13 提案 県合併支援本部と協議中
15	一部事務組合等の取扱い(その3)	7/8 提案
35	病院・診療所の取扱い	4/8 提案

# 合併協議会・幹事会・専門委員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しください。また、専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにも掲載しています。

#### 協議会の開催予定

#### (幹事会の開催予定)

第20回協議会 8月12日(木)午後1時30分

場所/三重町中央公民館体育室

第21回幹事会》8月19日(木)午後1時30分場所/大原総合体育館研修室

第21回協議会》8月23日(月)午後1時30分

場所/清川村中央公民館大集会室

#### 編集・発行/大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35 (大原総合体育館内)

ホームページアドレス http://www.ohnogun-gappei.jp Eメール info@ohnogun-gappei.jp

TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148